勝浦市放課後ルーム運営業務委託　プロポーザル実施要領

1　趣旨

勝浦市（以下「市」という。）では、就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）を実施しています。

放課後ルームは、常時一定数の利用児童がおり、日々の質の向上も求められていることから、この度、運営事業者を募集します。

募集にあたっては、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供していただくため、プロポーザル方式により事業者を選定します。

2　事業の概要

小学校の放課後において、「勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の関係例規を踏まえた児童の健全育成を行います。

ただし、放課後ルームの利用についての審査及び利用料の徴収に関する事務を除きます。

3　委託内容

別紙「勝浦市放課後ルーム運営業務委託仕様書」のとおり

4　応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、以下に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格及び契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、以下のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

イ　当該業務の提案書提出期限日前 6 ヵ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていないもの

オ　国税及び地方税を完納していない者

（2）当該団体又は役員等が、勝浦市暴力団排除条例（平成 23 年勝浦市条例第 21 号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

（3）公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

（4）勝浦市入札参加資格者名簿（業種：介護・保育（保育業務））に登載されている者であること。

（5）公告日時点から審査完了までの間に、市及び千葉県より指名停止措置を受けていない者であること。

5　選定の手順

日　　程			項　　目	備　　考
令和８年	１０月	６日（火）	募集要領の公表、募集開始	
		１５日（木）	施設見学会	午後1時00分から
		２７日（火）	質問締切	午後4時30分まで
		３０日（金）	質問回答掲載	市ホームページ
	１１月	４日（水）	提案書等提出期限	午後4時30分まで
		１３日（金）	提案審査（プロポーザル審査会）	勝浦市役所
	１１月	下旬（予定）	選考結果の通知・契約	

6　要領等の配布

（1）配布及び公表の期間

令和８年１０月６日（火） から 令和８年１１月４日（水） まで

※窓口での配布は、土日祝日を除く、午前8時45分 から 午後4時30分 まで

（2）配布及び公表の場所

勝浦市役所こども未来応援課窓口（1階）での配布又は市ホームページからダウンロードとします。

7　施設見学会の開催

（1）日時・場所

ア　日　　時　　令和８年１０月１５日（木）午後1時00分から

イ　場　　所　　各放課後ルーム　５施設

ウ　そ の 他　　参加人数は各事業者につき３名以内でお願いします。

（2）申込方法

希望される方は、令和８年１０月１３日（火）午後4時30分までに、「施設見学会参加申込書（様式第1号)」に必要事項を記入して、問合せ先（５ページ参照）までＥメールにより申し込みをお願いします（電話不可)。

8　質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

なお、原則として、<u>質問できる者は説明会参加者に限ります</u>。

（1）受付期限　　令和８年１０月１５日（木）施設見学会終了後から１０月２７日（火）午後4時30分まで

（2）提出方法　　「質問書（様式第２号)」により、問合せ先（５ページ参照）までＥメールにて提出してください。なお、提出後、必ず電話にて確認の連絡をお願いします。

（3）回　　答　　令和８年１０月３０日（金）午後4時30分までに市ホームページに回答を掲載します。

なお、本募集要領以外のものや単なる意見表明と解されるものに対する回答は、行いません。

9　提案書等の受付

（1）受付期間　　令和８年１１月４日（水）午後4時30分まで

（2）提出場所　　〒２９９-５２９２　勝浦市新官１３４３番地の1

勝浦市役所　こども未来応援課　こども・子育て支援係

（3）提出方法　　持参又は郵送（※郵送の場合も１１月４日（水）午後4時30分必着）

（４）必要書類

提出書類一覧表（様式第７号）のとおり提出することとし、正本１部・副本７部作成してください。

ア　提出書類一覧表（様式第７号）

イ　参加表明書兼誓約書（様式第３号）

ウ　法人又は団体の概要（様式第４号）

エ　提案書（様式第５号）

※仕様書に示していない内容でも、市にとって有益になるものと思われるものは、積極的に提案すること。また、審査のため、団体名やロゴマーク等の申請者が特定できる情報を掲載しないこと。

オ　見積書（様式第６号）

10　選定方法

審査は、応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、別途、勝浦市放課後ルーム運営業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱に基づく勝浦市放課後ルーム運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、以下に示す選考基準に基づいて実施します。

（１）期　日　　令和８年１１月１３日（金）　※プロポーザル審査の時間は後日通知します。

（２）場　所　　勝浦市役所４階　４０１会議室

（３）審　査　　提出された提案書を基に説明（３０分以内）、質疑応答（１５分以内）

※準備・撤収の時間は含みません。必要に応じて、追加資料による説明を可とします。説明に際し必要な機器類は提案者が用意してください。スクリーン、プロジェクターは市が用意します。また、スクリーン、プロジェクターを使用する場合は事前に連絡をお願いします。

（４）出席者　　本業務を委託した際の管理責任者１名及び担当者２名以内

（５）その他　　最優先候補者を選定するための審査基準は別紙のとおりとします。

なお、当該提案の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を最優先候補者とせず、次点者を最優先候補者とすることがあります。

① 提案者が複数の場合（優先順位順）

第１条件　合計点を第１位とした委員数の最も多い提案者を契約の相手方の最優先候補者とします。

第２条件　第１条件者が複数の場合は、合計点を第１位とした委員の合計点数の多い方を最優先候補者とします。

第３条件　第２条件が同点の場合は、委員全員の合計得点数の多い第２条件者を最優先候補者とします。

② 提案者が一者の場合

委員全員の平均得点数が６０点以上の場合、最優先候補者とします。

11　選考結果の通知

選考結果は、終了後、全ての応募者（共同事業体等にあっては、代表団体）に対して速やかに文書により通知するとともに、市ホームページでも公表します。

12　委託期間

令和９年４月１日 から 令和１２年３月３１日 まで

13　業務委託料

業務委託料は、２１０，６００，０００円を提案上限額とします。ただし、当該金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

※放課後児童健全育成事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税は非課税となります。

※特別な配慮が必要と認められる児童等が登録する場合の職員の増（支援の単位１につき１名）も必要な経費として含むものとし、契約金額については、児童の登録状況等を踏まえ、協議のうえ決定します。

※委託料の支払いは原則として月ごとに支払うものとし、１月当たりの額は契約額（年額）に１２分の１を乗じた額を基本とします。

【経費内訳】

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
基本運営費　※１	基本運営費　※１	基本運営費　※１
障害児加配　※２	障害児加配　※２	障害児加配　※２

※１　運営に係る基本的な年間経費

※２　特別な配慮が必要と認められる児童のための職員の増に必要な経費

14　契約の締結

（１）市と最優先候補者は契約の交渉を行い、最終的に交渉が成立したものを市は受託者と決定し、契約を締結します。

（２）提案書に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として取り扱うものとします。ただし、本業務の趣旨を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と提案者との協議により、項目の追加、変更若しくは削除又は金額の変更を行うことができることとします。

（３）契約者の決定後に、提案書に記載された事項が履行できなかった場合は、市は受託者に対し、契約金額の減額措置又は損害賠償請求等を行うものとします。

15　開設準備

選定された事業者は、契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までの間を開設準備期間とし、支援員等の確保、備品・設備の確認等を行なってください。

なお、開設の準備に要する費用は受託者の負担とします。

16　支援員等の雇用

令和８年度において勝浦市放課後ルームに雇用されている職員については、本人が希望する場合においては、その適正を見極めた上で、可能な限り継続雇用とし、現行賃金水準の維持（今年度の年収と同等となるよう配慮）に努めること。

17　その他留意事項

（１）提出書類等の取扱いについて

・提出された書類の内容を変更することはできません。

・提出された提案書その他の書類は返却いたしません。

・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

・市は、提出された提案書等の関連書類について、無償で使用できるものとし、公平性、透明性を期すため、公表することがあります。また、提案書等の関連書類及び選考結果について、開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、原則として開示の対象とします。

・選定委員会による選考結果に関する異議申立ては一切認めないものとします。
・選定委員会による審査経過及び審査結果への問い合わせには一切応じないものとします。

（２）失格について

応募者が以下のいずれかに該当する場合には失格となります。
・応募資格要件に該当しないことが判明したとき。
・提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
・提出書類が本実施要領に示された条件に適合しないとき。
・提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。
・見積額が本募集要領で定める業務委託料の上限を上回ったとき。
・審査の公平性を害する行為があったとき。

（３）応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

（４）契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の１００分の１以上の額を納めることとします。ただし、財務規則（勝浦市規則第４号）第140条各号に該当する場合は、免除とします。

18　問合せ先

〒２９９－５２９２
千葉県勝浦市新官１３４３－１　勝浦市役所　こども未来応援課　担当：岩瀬
TEL　０４７０－７３－６６１８
E－Mail：kosodate-km@city-katsuura.jp

別紙

【選考の基準】

選考に係る評価項目、基準・配点（100点満点）

審　　査　　基　　準	配　点
1　基本理念　A4 片面 1 枚以内で記述してください	
（1）放課後ルーム運営業務を行うにあたっての基本方針	5
（2）児童の健全育成についての考え方・取組み	
2　管理運営　A4 片面 2 枚以内で記述してください	
（1）管理責任者・支援員等の職員の配置（配置数、常勤、非常勤の別）	5
（2）勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制表）	5
（3）職員の人材確保及び育成 人材の育成方法（支援員の接遇能力や専門知識の向上等） 研修体制（研修体制、期間と内容の具体的提案）	5
（4）バックアップ体制（当日の職員の不測の事態への対応、欠員補充等）	5
（5）個人情報保護は適切か 個人情報の適切な取扱いに対する取組みと個人情報漏洩防止策 発生した場合の対応策等	5
（6）苦情解決及び苦情処理体制	5
3　安全対策・危機管理　A4 片面 2 枚以内で記述してください	
（1）児童の健康管理に関する具体的な取組み	5
（2）児童の怪我や事故発生時等に的確に対応する仕組み	5
（3）地震・火災発生時などの災害時の対応及び不審者などの緊急時の対応とその体制	5
（4）施設の衛生・安全管理及び環境への配慮に対する取組み	5
4　事業内容　A4 片面 2 枚以内で記述してください	
（1）児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業・提案（運動含む）	5
（2）利用者意見の反映	5
（3）特別な配慮が必要な児童への支援	5
（4）学校や近隣施設、地域との連携、協力について具体的な取組み	5
（5）保護者との関わりについての具体的な取組み	5
5　同種類似事業の受託実績　A4 片面 1 枚以内で記述してください	
（1）他施設の運営実績等（施設名、所在地、規模、運営形態、施設の特色あるサービス内容等）	5
6　受託に関する経費（見積書）	
（1）人件費・運営費 １５点×（提案価格のうち最低価格÷提案価格） 小数点以下は切捨とします。	１５
合 計	１００